

様式第1号（第3条関係）

安曇野市明科学習館使用許可申請書

年 月 日

安曇野市教育委員会 様

安曇野市明科学習館の使用について、次のとおり申請します。

申請者	住所	
	氏名	⑩
	電話	()

使用日時	年 月 日から 午前 時 分から 午前 時 分まで 年 月 日まで 午後 時 分から 午後 時 分まで
使用目的	
使用施設及び備品	
使用予定人員	人
使用責任者	住所 氏名 電話 ()
備考	

様式第3号（第6条関係）

安曇野市明科学習館登録団体認定申請書

年 月 日

安曇野市教育委員会 様

安曇野市明科学習館規則第6条第2項に定める団体の認定を受けたいので、同条例施行規則第6条第1項の規定により申請します。

申請者	住 所		
	団 体 名		
	氏 名	Ⓔ	
	電 話	()	
代表者氏名			
団体連絡先		電話	()
活 動 内 容			
所属団体等 (上部団体等)		人員	人
備 考			

様式第5号（第7条関係）

安曇野市明科学習館登録団体認定取消書

第 号

年 月 日

様

安曇野市教育委員会

年 月 日付け 第 号で認定した安曇野市明科学習館登録団体の認定
を下記の理由により取り消します。

記

- 取消理由
- 1 安曇野市明科学習館条例及び同条例に基づく規則等に違反したため
 - 2 認定の条件に違反したため

（教示）

1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、安曇野市教育委員会に対して異議申立てをすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、異議申立てをすることができなくなります。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市（代表者安曇野市教育委員会）を被告として提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、上記1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

安曇野市明科学習館使用料減免申請書

年 月 日

安曇野市長 様

安曇野市明科学習館使用料の減免について、次のとおり申請します。

申請者	住 所	
	団 体 名	
	代表者名	④
	電 話	()

使 用 日 時	年 月 日から 午前 時 分から 午前 時 分まで 年 月 日まで 午後 時 分から 午後 時 分まで
使 用 目 的	
使用施設及び設備、備品	
使用予定人員	人
減免申請理由 (具体的に記入)	
減 免 率	100分の
備 考	

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。